

千葉県肝炎ウイルス検査委託事業実施要綱

1 目的

B 型及び C 型肝炎は、早期発見及び早期治療により、肝がんの進行を防ぎ治療も可能な疾患である。

この事業は、B 型及び C 型肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見し、早期治療へつなげることにより、肝硬変及び肝がんへの進行を防止することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は千葉県とする。

3 事業内容

- (1) B 型及び C 型肝炎ウイルス検査
- (2) B 型肝炎ウイルス検査
- (3) C 型肝炎ウイルス検査

4 事業対象者

この事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を除いた県内市町村に居住地を有する者
 - (2) 市町村が実施する健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業や職場での健診等において肝炎ウイルス検査の受診の機会のない者
 - (3) 過去に B 型又は C 型肝炎ウイルス検査を受けていない者
- ただし、結果的に受けられなかった者若しくは再検査の必要性のある者又は上記に関わらず、知事が必要と認める場合にはこの限りでない。

5 事業の実施方法

この事業の実施方法は、「千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領」（以下「取扱要領」という。）において定める。

6 実施機関

千葉県が委託する県内にある保険医療機関

7 受検者の費用負担

この事業における受検者の費用負担については、知事の定める額とする。
なお、令和 7 年度においては、無料で実施する。

8 その他

(1) この要綱の施行について必要なことは、取扱要領で定める。

(2) この要綱に定めのない事項については、千葉県と千葉県医師会及び検査実施医療機関等の関係機関で協議の上定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。